

「大分県母子・父子福祉センター利用規則の一部改正（案）」に対する県民意見の募集の結果について

令和8年1月9日から令和8年2月9日までの間、県民の皆様から募集した「大分県母子・父子福祉センター利用規則の一部改正（案）」についてのご意見、ご意見に対する県の考え方を取りまとめましたので、公表します。

なお、4人の県民の方から4件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	平日に相談に行けないというご相談が、時々あるので、休日に開所しているのは魅力的なのではと漠然とと思っていましたが、利用人数やニーズに応じて変更されるのは適切な対応だと思います。	現在開所している日曜日は当センターの利用件数が最も少ないため、利用時間と休業日を見直すことで、より質の高い支援の提供と相談体制の充実を図ります。
2	日曜日の相談が少ないことに驚きました。もっと多いかと思っていました。 今回の改正案は、現在の利用が少ない曜日、時間帯を反映させる改正で良いと思います。	現在開所している日曜日は当センターの利用件数が最も少なく、開所日の10時までの利用が少ないため、利用時間と休業日を見直すことで、より質の高い支援の提供と相談体制の充実を図ります。
3	改正案に大いに賛成です。 現状と課題から、相談員が土曜日の休業日以外に不規則に休みを取得するより、開業日に3人全員で対応できると思います。 また、利用時間を下げることで、それまで事務作業に専念できると思います。	勤務の関係上、少人数での対応とならざるを得ない日もあったため、利用時間と休業日を見直すことで、より質の高い支援の提供と相談体制の充実を図ります。
4	土日祝を利用してのひとり親家庭のための行事が、今後平日開催となるのでしょうか。特例として認められるのでしょうか。働く親とこどもの学校の休みを利用しての開催となるほうがよいと思われませんが、古い考えでしょうか。	今回の改正に伴い変更するものは、相談対応における利用時間及び休業日です。 貸室はこれまでどおり、午前9時から午後9時まで利用可能です。(ただし、日曜日及び月曜日は午前9時から午後5時まで利用可能)